

品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付要綱

制定 令和5年8月3日 区長決定 要綱第150号

(目的)

第1条 この要綱は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げを支援すると同時に、私立認可保育所等が行う保育士資格取得支援の取り組みに対して補助を行うことで、現場で働く保育士の業務負担軽減や人材確保を進め、保育の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における施設等とは、次に掲げる国および地方公共団体以外の者が設置する、品川区の区域内に所在する施設または事業とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により品川区長（以下「区長」という。）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業（以下「地域型保育事業」という。）。
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- (3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。
- (4) 児童福祉法第59条の2第1項に規定する届出を行った認可外保育施設（同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）

(補助金の種類)

第3条 区長は、施設等が行う保育人材の確保および育成の取組みに対し、次に掲げる補助金を交付する。

- (1) 保育補助者雇上支援補助金（保育士の勤務環境改善を目的として保育補助者の雇上げをする施設等に対し、当該雇上げの費用等の一部を補助するものをいう。以下同じ。）
- (2) 保育士試験による資格取得支援補助金（保育士を雇用した施設等が、当該保育士に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用等を支出する事業を行う場合に、施設等に対し、当該事業に要する額の一部を補助するものをいう。以下同じ。）
- (3) 現任保育従事職員資格取得支援補助金（施設等が、雇上げをしている保育従事者に対し、保育士資格取得のため保育士試験の受験に要した費用等を支出する事業を行う場合に、施設等に対し、当該事業に要する額の一部を補助するものをいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる補助金の交付対象となる施設等の種類、補助基準額および補助対象経費は、別表に定める。

(保育補助者雇上支援補助金)

第4条 保育補助者雇上支援補助金の交付を受けようとする施設等は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 前条第1項第2号の事業（以下「学習費用補助事業」という。）の実施の仕組みを設けていること。

(2) 雇上げをする保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けていることまたはこれと同等の知識および技能があると区長が認めた者であること。

(保育士試験による資格取得支援補助金)

第5条 保育士試験による資格取得支援補助金の交付を受けようとする施設等は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 学習費用補助事業は、新たに雇用する保育士および従前より雇用していた保育従事者であって保育士試験の合格後引き続き雇用する者の双方を対象として実施するものとする。ただし、保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練給付その他の保育士資格取得のための貸付、助成等を受けている者は対象外とするものとする。

(2) 学習費用補助事業の対象者が保育士として施設等に1年以上勤務すること。

(現任保育従事職員資格取得支援補助金)

第6条 現任保育従事職員資格取得支援補助金の交付を受けようとする施設等は、第3条第1項第3号の事業を行うにあたり、保育士修学資金貸付事業、雇用保険制度の教育訓練給付その他の保育士資格取得のための貸付、助成等を受けている者を当該事業の対象外とするものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする施設等（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の申請をしなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の規定による申請の内容を変更しようとする申請者は、別に定める期日までに品川区保育人材確保・育成支援事業補助金変更交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の変更申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、第7条または前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適當と認めた場合は、補助金の交付決定（補助金の交付内容の変更決定を含む。以下同じ。）を行い、品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、区長に対し、品川区保育人材確保・育成支援事業補助金請求書（第4号様式）により、補助金の支払を請求するものとす

る。

- 2 前項の規定による補助金の請求は、別に定める期日までに、それぞれ行わなければならない。
(補助金の交付)

第11条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適當と認めたときは、当該請求に係る補助金の当該請求を行った申請者に支払うものとする。

(交付の条件)

第12条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

区長は、交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならぬ。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

申請者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(5) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、申請者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 申請者がアの命令に違反したときは、区長は、申請者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 実績報告書の提出

申請者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに区長に品川区保育人材確保・育成支援事業補助金実績報告書（第5号様式）を提出しなければならない。第2号イの規定により廃止の承認を受けたときも、同様とする。

(7) 補助金の額の確定等

区長は、前号の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育人材確保・育成支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

(8) 是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(9) 決定の取消し

ア 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部または一部を取り消し、品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知する。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、第7号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(10) 補助金の返還

ア 区長は、第1号または前号の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 区長は、第7号の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(11) 違約金

ア 申請者は、第9号アの規定によりこの交付決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(12) 他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者に対し、補助金の返還を命じ、申請者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(13) 補助対象施設・事業の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける申請者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、これらを遵守しなければならない。

(14) 帳簿および関係書類の整理保管

この補助金の交付を受ける者は、補助事業に係る収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(15) 消費税仕入控除税額の報告

ア この補助金の交付を受ける申請者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控

除税額」という。)が確定した場合は、品川区保育人材確保・育成支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書(第8号様式)により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、この補助金の交付を受ける申請者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社および支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社および本所等(以下「本部等」という。)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

イ 区長は、(1)の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

ウ 区長は、設置者が(1)の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の区分	補助対象となる施設等	補助基準額	補助対象経費
保育補助者雇上支援補助金	認可保育所・認定こども園、地域型保育事業	<p>次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）</p> <p>(1) 1施設あたり 3,079,000円</p> <p>(2) 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額</p>	<p>保育補助者の雇上げに係る人件費（報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料）</p> <p>※補助金交付申請日の属する年度内に要した経費とする。</p>
保育士試験による資格取得支援補助金	認可保育所・認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育施設	<p>次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）</p> <p>(1) 補助対象者1人につき、補助対象経費の1／2 (上限150,000円)</p> <p>(2) 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額</p>	<p>保育士試験受験講座の受講に要する経費（入学料、受講料、講座実施事業者が講習会を開催した場合の通信費、通学費）</p> <p>※補助金交付申請日の属する年度内に実施した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までの経費とする。</p>
現任保育従事者資格取得支援補助金		<p>次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）</p> <p>(1) 補助対象者1人につき、補助対象経費の1／2 (上限50,000円)</p> <p>(2) 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額</p>	<p>1. 保育士試験合格の場合：受験料、教材費、講習会を開催した場合の諸経費等</p> <p>2. 不合格の場合：受験料</p> <p>※補助金交付申請日の属する年度内に実施した保育士試験のために要した経費とする。</p>

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名

年度　品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付申請書

標記の件について、　年度品川区保育人材確保・育成支援事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額　　金_____円

2 年度　品川区保育人材確保・育成支援事業　所要額調書（別紙1）

3 年度保育補助者雇上支援補助金　内訳書（別紙2）

4 年度保育士試験による資格取得支援補助金　内訳書（別紙3）

5 年度現任保育従事者資格取得支援補助金　内訳書（別紙4）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

第2号様式（第8条関係）

年　月　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
(所在地)

代表者氏名

年度　品川区保育人材確保・育成支援事業補助金変更交付申請書

年　月　日付　　第　号にて交付決定を受けた　　年度品川区
保育人材確保・育成支援事業補助金について、次のとおり補助金の内容の変更をしたいの
で、関係書類を添えて申請します。

記

1　変更申請額　　金_____円

2　　年度　品川区保育人材確保・育成支援事業　所要額調書（別紙1）

3　保育補助者雇上支援補助金　内訳書（別紙2）

4　保育士試験による資格取得支援補助金　内訳書（別紙3）

5　現任保育従事者資格取得支援補助金　内訳書（別紙4）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙 1

品川区保育人材確保・育成支援事業補助金 所要額調書

施設区分 施設・事業所名

(単位：円)

保育補助者雇上支援補助金 交付申請内訳書

施設区分

施設・事業所名

保育補助者名	保育士資格	受講済の研修 または資格等	保育補助者 配置期間
	なし		～
対象経費の支出予定額 (保育補助者の雇上げに必要な経費の合計 額)			円
補助基準額			円
実施計画書			
保育補助者の業務および 保育士の業務負担が軽減される内容	職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組 (※ 保育補助者の配置を除く。)		

(記載上の注意)

保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 保育士資格を有していない者であること。
- (2) 雇上げをする保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けていること、またはこれと同等の知識および技
あると区長が認めた者であること。
- (3) 事業者が運営委託費またはその他の補助事業でその雇上げに係る経費を負担していない者または負担する予定が
であること。

別紙3－1

保育士試験による資格取得支援補助金 内訳書

施設種別: _____

施設名: _____

受講料等

(単位:円)

氏名	経費内訳	補助対象経費				補助上限額 ④	選定額 ③と④を比較して少ない方の額⑤
		対象経費に係る施設の支出額 ①	寄付金 その他の収入 ②	実支出額③ =①-②	④ ③×1/2		
						150,000	
						150,000	
						150,000	
						150,000	
						150,000	
						150,000	
						150,000	
						150,000	
計							

注 施設種別には、認可保育所・認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育施設のいずれかの種別を記入すること。

注 補助額は1000円未満を切捨てること。

別紙3-2

保育士試験による資格取得支援補助金内訳書【詳細】

誓約書

(保育士試験による資格取得支援補助金)

年　月　日

品川区長殿

勤務施設

氏　名 (自署)

私は、下記のことについて誓います。

記

- 1 保育士証の交付を受けた（ 年　月　日）より1年以上、現勤務施設で勤続すること
- 2 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による助成等を受けていないこと

別紙4－1

現任保育従事職員資格取得支援補助金 内訳書

施設種別: _____

施設名: _____

受験料等

(単位:円)

氏 名	合否	経費内訳	補助対象経費				補助上限額 ④	選定額 ③と④を比較して少 ない方の額⑤
			対象経費に係る施設 の支出額 ①	寄付金 その他の収 入 ②	実支出額③ =①-②	④ ③×1/2		
							50,000	
							50,000	
							50,000	
							50,000	
							50,000	
							50,000	
							50,000	
							50,000	
							50,000	
計								

注 施設種別には、認可保育所・認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育施設のいずれかの種別を記入すること。

注 補助額は1,000円未満を切捨てること。

別紙4-2

現任保育從事職員資格取得支援補助金内訳書 【詳細】

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付決定通知書

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

年度品川区保育人材確保・育成支援事業補助金について、品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定金額 円

(内訳)

第1回	円
第2回	円

第4号様式（第10条関係）

印

年 月 日

品川区長 あて

品川区保育人材確保・育成支援事業補助金 請求書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年度品川区保育人材確保・育成支援事業補助金について、
上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

(所在地)

代表者氏名

印

第5号様式（第12条関係）

年　月　日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名

年度品川区保育人材確保・育成支援事業補助金実績報告書

年　月　日付第　　号により交付決定を受けた　　年度品川区保育人材確保・育成支援事業補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

1 精算額 金_____円

2 年度品川区保育人材確保・育成支援事業補助金 所要額精算書（別紙1）

3 年度保育補助者雇上支援補助金 内訳書（別紙2）

4 年度保育士試験による資格取得支援補助金 内訳書（別紙3）

5 年度現任保育従事者資格取得支援補助金 内訳書（別紙4）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別紙1

品川区保育人材確保・育成支援事業補助金 所要額精算書

施設区分
施設・事業所名

(単位：円)

保育補助者雇上支援補助金			保育士試験による資格取得支援補助金			現任保育従事者資格取得支援補助金			補助所要額 (合計) (J = C + F + I)
補助基本額 (A)	補助対象経費実支出額 (B)	補助所要額 (C = AとBを比較して少ない方の額) 千円未満切捨て	補助基本額 (D)	補助対象経費実支出額 (E)	補助所要額 (F = DとEを比較して少ない方の額) 千円未満切捨て	補助基本額 (G)	補助対象経費実支出額 (H)	補助所要額 (I = GとHを比較して少ない方の額) 千円未満切捨て	

(単位：円)

補助金交付決定済額 (K)	補助金確定額 (L = JとKを比較して少ない方の額)	既受入済額 (M)	返還額 (N = L - M)

別紙2

年 月 日

保育補助者雇上支援補助金実績内訳書

施設名

保育補助者名	保育士資格	受講済の研修 または資格等	保育補助者 配置期間
	なし		年 月 日～ 年 月 日
	なし		年 月 日～ 年 月 日
	なし		年 月 日～ 年 月 日

対象経費の支出確定額 (保育補助者の雇上げに必要な経費の合計額)	円
補助基準額	円

(記載上の注意)

保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 保育士資格を有していない者であること。
- (2) 雇上げをする保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けていること、またはこれと同等の知識および技能があると区長が認めた者であること。
- (3) 事業者が運営委託費またはその他の補助事業でその雇上げに係る経費を負担していない者または負担する予定がない者であること。

保育補助者雇上支援補助金 対象経費支出内訳表

(対象者名①)

経費区分	金額	備考
報酬・給料・賃金・共済費		
職員手当等 (備考欄に内訳を記入)		
役務費・委託料		
その他 (備考欄に内訳を記入)		
小計		

(対象者名②)

経費区分	金額	備考
報酬・給料・賃金・共済費		
職員手当等 (備考欄に内訳を記入)		
役務費・委託料		
その他 (備考欄に内訳を記入)		
小計		

(対象者名③)

経費区分	金額	備考
報酬・給料・賃金・共済費		
職員手当等 (備考欄に内訳を記入)		
役務費・委託料		
その他 (備考欄に内訳を記入)		
小計		
合計		

保育補助者雇上支援補助金に関する対象経費支出は上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

設置者住所

設置者名

代表者名

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

設置者名 様
(施設・事業所名)

品川区長

印

年度 品川区保育人材確保・育成支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 第 号において交付決定を行った、 年度品川
区保育人材確保・育成支援事業補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額
を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第7号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

設置者氏名 様
(施設・事業所名)

品川区長 印

品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知しました、 年度品
川区保育人材確保・育成支援事業補助金の交付決定について、下記の理由で取り消し
ましたので通知します。

記

取消し理由

第8号様式（第12条関係）

年　月　日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業名

（所在地）

代表者氏名

品川区保育人材確保・育成支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年度に交付を受けた品川区保育人材確保・育成支援事業補助金のうち、品川区保育人材確保・育成支援事業補助金交付要綱第12条第17号の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の 仕 入 控 除 税 額 金 _____ 円

※ 積算根拠となる資料を添付してください。